

かごしま市政だより

市税について のお知らせ

この前、納付された市民税と固定資産税の第二期分の納期が参りました。納期は

※固定資産税（土地家屋分）の二期が十一月十五日より三十日まで

※市民税の二期が十二月十五日より十二月二十八日まで

※固定資産税（償却資産分）の一期が一月十五日より一月三十一日までです。

但し二期、三期分の徴税令書は別に発行しませんから納付の場合は、必ず第一期分のさい配つた大きい令書を持参して下さい。

◆ 納稅が便利になつた

これまで市税は納期の間だけ市内各郵便局で取扱つていましたが、十一月納期の分からは市内各郵便局のほか、鹿児島興業銀行の市内各支店と市役所の出張所窓口でも取扱うようになりました。

これまで遠く出かけなければならなかつた方も、近くの一番都合のよい所で納められるようになりましたから御利用下さい。

但し、納期がすぎてからは、延滞日歩十圓未満のものだけが督促状の指定日まで取扱われますから御注意下さい。延滞日歩十圓以上のものは直接、市の課税課へ来て下さい。

◆ ぜひ納稅準備貯金を

地方税法が改められて以来、各地で納稅準備貯金が流行しています。この貯金は毎月きつた日に金融機関から集金に出掛けて来ますので手数が省け、それに税金を納める頃には貯金がまごまつてあるので納稅者として苦痛を感じないなが便利な貯金です。

現在、市内の大きい職場で結成されているものは約二十位ありますが、未だつくつていない所は至急おつくりになるよう希望します地域、職域を問いません。

おつくりになる時は、金融機関へお申込みになれば詳しく説明してくれます。

この前、納付された市民税と固定資産税の第二期分の納期が参りました。納期は

※固定資産税（土地家屋分）の二期が十一月十五日より三十日まで

※市民税の二期が十二月十五日より十二月二十八日まで

※固定資産税（償却資産分）の一期が一月十五日より一月三十一日までです。

但し二期、三期分の徴税令書は別に発行しませんから納付の場合は、必ず第一期分のさい配つた大きい令書を持参して下さい。

◆ 納稅が便利になつた

これまで市税は納期の間だけ市内各郵便局で取扱つていましたが、十一月納期の分からは市内各郵便局のほか、鹿児島興業銀行の市内各支店と市役所の出張所窓口でも取扱うようになりました。

これまで遠く出かけなければならなかつた方も、近くの一番都合のよい所で納められるようになりましたから御利用下さい。

但し、納期がすぎてからは、延滞日歩十圓未満のものだけが督促状の指定日まで取扱われますから御注意下さい。延滞日歩十圓以上のものは直接、市の課税課へ来て下さい。

◆ ぜひ納稅準備貯金を

地方税法が改められて以来、各地で納稅準備貯金が流行しています。この貯金は毎月きつた日に金融機関から集金に出掛けて来ますので手数が省け、それに税金を納める頃には貯金がまごまつてあるので納稅者として苦痛を感じないなが便利な貯金です。

現在、市内の大きい職場で結成されているものは約二十位ありますが、未だつくつっていない所は至急おつくりになるよう希望します地域、職域を問いません。

おつくりになる時は、金融機関へお申込みになれば詳しく説明してくれます。

新らしい市政

この前、納付された市民税と固定資産税の第二期分の納期が参りました。納期は

※固定資産税（土地家屋分）の二期が十一月十五日より三十日まで

※市民税の二期が十二月十五日より十二月二十八日まで

※固定資産税（償却資産分）の一期が一月十五日より一月三十一日までです。

但し二期、三期分の徴税令書は別に発行しませんから納付の場合は、必ず第一期分のさい配つた大きい令書を持参して下さい。

◆ 納稅が便利になつた

これまで市税は納期の間だけ市内各郵便局で取扱つていましたが、十一月納期の分からは市内各郵便局のほか、鹿児島興業銀行の市内各支店と市役所の出張所窓口でも取扱うようになりました。

これまで遠く出かけなければならなかつた方も、近くの一番都合のよい所で納められるようになりましたから御利用下さい。

但し、納期がすぎてからは、延滞日歩十圓未満のものだけが督促状の指定日まで取扱われますから御注意下さい。延滞日歩十圓以上のものは直接、市の課税課へ来て下さい。

◆ ぜひ納稅準備貯金を

地方税法が改められて以来、各地で納稅準備貯金が流行しています。この貯金は毎月きつた日に金融機関から集金に出掛けて来ますので手数が省け、それに税金を納める頃には貯金がまごまつてあるので納稅者として苦痛を感じないなが便利な貯金です。

現在、市内の大きい職場で結成されているものは約二十位ありますが、未だつくつっていない所は至急おつくりになるよう希望します地域、職域を問いません。

おつくりになる時は、金融機関へお申込みになれば詳しく説明してくれます。

地方自治のしくみ

自治とは讀んで字のごとく、自ら治めるという意味です。すなわち、自分たちのことを自分たちの手で治めてゆくというこどもですから、地方自治といえは地方自治体、すなわちこれを本市に例をこれば、「まごまつてゆく」しかし、私たちお互いの手でこいつでも市民にはそれぞれに自分の職業がありますので、みんなが集まつて何もかも一々相談してやつてゆけるものではありません。そこで、市民の中から適當な代表者を選舉して、その人達に市の政治をまかせるという仕組みが生じてくるのです。その代表者が、一つは「市の議会」であります。一つは「市長」です。

市議会は市の豫算を審議したり市の政治をさうするかな、根本のことを決める

ここで、市の意思機關あるいは議決機關として、その人達に市の政治をまかせるこを實行してゆくので、市の理事機關あるいは執行機關といわれています。

市議会は市の豫算を審議したり市の政治をさうするかな、根本のことを決めるところでは、市民が議員や市長を自分たちの代表者として選舉した後を全部これらの人々に任せきりでは、市民の意思が無視されることは間違います。

地方自治は こうして発達した

元來、民主主義は地方自治から生れたものだといわれています。今日私たちが見て

いるような民主政治の起りは、何千年も昔

に世界中の各地で見られた数百人や數千人

ぐらいの小さな都市や、農村の自治的な生

活に端を發してあります。

もちろん、こうした小さな都市や農村で

は、そこに住む住民の共同の利益になるよ

うな仕事は一つ一つみんな集まつた上の相

談で行なわれていたのですが、こうしたさ

活は、そこに住む住民の共同の利益になるよ

うな仕事は一つ一つみんな集まつた上の相

談で行なわれていたのですが、こうしたさ

活は、そこに

